

# 取調べの可視化 ニュース (通算第60号)

2024  
第31号  
2024.7.1

**今号の特集**

- 取調べの可視化及び立会いに関する定期総会決議と各地での市民集会等取組要請
- 「被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会 (第4回)」を開催しました
- 取調べの可視化フォーラム2024「大川原化工機事件に学ぶ 全ての取調べに録音録画を」(2024年9月4日午後6時・弁護士会館2階クレオ)のご案内

編集責任：取調べの可視化本部

## 取調べの可視化及び立会いに関する 定期総会決議と各地での市民集会等取組要請

取調べの可視化本部事務局長 池田 綾子(第二東京弁護士会)

### 定期総会決議の採択

2024年6月14日、日弁連定期総会(於・東京)において、「取調べの在り方を抜本的に見直し、全ての事件における全過程の録音・録画を実現するとともに、弁護人を立ち会わせる権利を確立することを求める決議(※)」が採択されました。2016年の刑事

訴訟法改正により、裁判員裁判や検察独自捜査事件については、身体拘束中の取調べの全過程の録画が警察においても検察においても義務付けられ、2019年から施行されています。これら義務付けがなされているもののほか、知的障害・精神障害の事件の多くが録画され、また、検察においてはかなりの事件において録画がされ

るようになっていきます。しかし、警察においては、義務付けされたもの以外はほとんど録画がなされておらず、録画されていない取調べに多くの問題があることが、国賠訴訟などによって明らかになっていきます。全ての事件において、特に警察及び在宅段階の録画をし、適正な取調べがなされるようにしなければなりません。もともと、

段階的に録画の範囲を拡げていくべきことを前提に、一部の事件についての録画を義務付けた経緯がありました。改正刑訴法施行3年後の検証の場である「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」では、検討が進展していません。問題のある取調べが後を絶たない状況であるにもかかわらず、同協議会は、捜査当局が中心と

なって、取調べの実態に目をうつっています。広く国民にこの実態を知ってもらい、取調べの録画を進め、弁護人を取調べに立ち会わせる権利を確立することが求められます。

### 各地での市民集会を!

定期総会決議とともに、各弁護士会においても、市民向け集会等

## 「被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会 (第4回)」を開催しました

取調べの可視化本部事務局長 田村 真一(鳥取県弁護士会)

2024年5月16日、Zoomミーティングを使用して、被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会(第4回)を開催しました。

まず、前田裕司取調べの可視化本部副本部長(宮崎県)から、2016年改正刑訴法3年後見直しの現状についての説明がありました。2022年7月から始まった「刑事手続の在り方協議会(在り方協議会)」では取調べに問題のある個別事件の検証等はなされておらず、取調べの全件可視化に極めて消極的な姿勢が示されていること、在り方協議会の流れを変えて、全件可視化を実現するための重要な弁護実践の一つとして、取調べにおける問題事例に対する苦情申入れを行って問題事例の集積を図ることが挙げられること等の説明がなされました。

次に、端将一郎取調べの可視化本部事務局次長(福井)から、苦情申入れ及び監督対象行為についての解説等がありました。苦情申入れにより被疑者に対する違法・

不当な取調べの抑止が期待できるため、苦情申入れの対象行為となる「監督対象行為」(被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2号)を広く捉えて積極的に苦情申入れ制度を活用すべきであること、苦情申入れの件数は年々増加しているもの、在り方協議会の現状を踏まえると、弁護人による苦情申入れの件数についての情報提供が重要となること等についての説明がなされました。

その後、4名の報告者から事例のご報告がありました。

出口聡一郎(佐賀県)からは、前々回(2022年)、前回(2023年)の交流会に引き続き、佐賀県警の違法取調べに対する国賠訴訟についての特別報告として、取調べに関する3つの違法行為(黙秘権侵害、利益誘導、秘密交通権侵害)に対する苦情申入れの経緯、3つの違法行為に対する国賠請求の経過説明、国賠訴訟のための警察に対する証拠保全についての報告がありました。

久保豊年(広島)からは、参院選大規模買収事件について、事件の事実経過説明がなされた後、取調べの際に明白強要、供述誘導、不起訴を示唆する司法取引等の不適切な行為がなされたことに対し、再発防止を求める観点から最高検監察指導部宛てに、可視化・立会いを求める要請書を提出したこと等の報告がありました。

富谷耕作(岩手)からは、苦情申入れをしたところ、取調べ対応に変化があった事例についての報告がありました。被疑者が黙秘をしたところ、担当刑事が被疑者に対し、「悪い弁護士が就いた」、「黙秘ばかりしていると、検事に伝わって、検事から裁判官にも伝わって印象が悪くなる。弁護士さんは知らないけど、今はそういうことになっている」などと黙秘が不利に扱われるかのような言動をしたため、苦情申入れをした結果、威圧的な取調べがなくなったこと、苦情申入れをすることによって被疑者に不利はないこと

等報告内容とするものでした。佐々木さくら(東京)からは、取調べに同行した結果、取調べの問題が浮き彫りになった事例についての報告がありました。取調べに同行しても、長時間にわたり依頼者が取調べ室から出てこなかったことに対し、その場で抗議をした上で、苦情申出書を送付したところ、以降の取調べでは、取調べの対応が丁寧になり、取調べ時間の短縮につながったということでした。

報告後の質疑応答・意見交換では、報告事例に対する質問にとどまらず、地域ごとの苦情申入れに対する対応の相違点等について各参加者からの情報提供がなされるなど、双方の活発な議論がなされたと感じました。

本交流会の申込者は140名弱と、前回と比較すると僅かに減少しましたが、参加者による質疑応答の内容から苦情申入れの制度の存在と制度の活用方法についての会員の理解が浸透しつつあることを実感することができました。

取調べの可視化本部事務局次長 古田 茂(第一東京弁護士会)

日本を代表する噴霧乾燥機(液体を乾燥して粉体にする装置)メーカー大川原化工機に捜索が入ったのは2018年10月。会社関係者47名に対する291回に及ぶ取調べ、社長の逮捕を経て、東京地検は外為法違反で社長らを一斉逮捕。勾留は11か月に及びました。ところが、2021年7月、事件は公訴取消しによって突然の幕切れを迎えます。後に、「ねつ造ですね」との捜査官証言も飛び出すことになるこの事件では、

取調べの可視化本部事務局次長 古田 茂(第一東京弁護士会)

取調べの可視化本部事務局次長 古田 茂(第一東京弁護士会)

「大川原化工機事件に学ぶ 全ての取調べに録音録画を」(2024年9月4日午後6時・弁護士会館2階クレオ)のご案内

存在しないはずの犯罪を認める供述調書が作成されておりました。この事件から何を学ぶことができるのか。大川原正明社長、島田順司取締役、ジャーナリストの栗野仁雄さんのお話を聞きながら一緒に考えましょう。

【お申込みはこちらから】  
https://form.go-oker.jp/Q/auto/ja/torikashika/fm/kashika24/

だき、積極的に苦情申入れ制度をご活用いただくことを改めてお願いします。

「※」定期総会決議はこちらから→HOME>公表資料>定期総会・臨時総会>year>2024年>取調べの在り方を抜本的に見直し、全ての事件における全過程の録音・録画を実現するとともに、弁護人を立ち会わせる権利を確立することを求める決議

【お申込みはこちらから】  
https://form.go-oker.jp/Q/auto/ja/torikashika/fm/kashika24/

